

証券コード 1726  
平成27年6月10日

株 主 各 位

広島市東区光町二丁目6番31号  
株式会社ビーアールホールディングス  
代表取締役社長 藤 田 公 康

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市東区光町二丁目7番31号  
ホテルチューリッヒ東方2001  
3階 レオポルト（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.brhd.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動が一巡する中で、政府による積極的な金融、経済政策や足元の円安、株高に支えられ、企業収益や雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調となりました。

当社グループの主力事業である建設事業におきましては、経済対策の効果剥落が続く一方、消費税増税後の景気下支え効果により、全体では堅調に推移してまいりました。

このような情勢の下、当社グループの受注高は203億21百万円（前年同期比19.3%減）となり、当連結会計年度の売上高は206億29百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は8億12百万円（前年同期比14.1%増）、経常利益は7億66百万円（前年同期比27.2%増）、当期純利益は4億68百万円（前年同期比3.9%増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりであります。なお、金額にはセグメント間取引を含めております。

#### 【建設事業】

建設事業におきましては、前期の緊急経済対策による大型工事受注の反動があり、当連結会計年度の受注高は169億34百万円（前年同期比22.7%減）となりましたが、繰越工事の増加により、売上高は177億75百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益は13億6百万円（前年同期比6.9%増）となりました。

#### 【製品販売事業】

製品販売事業におきましては、マクラギおよび耐震補強用建築部材等、主要顧客の需要が引き続き堅調に推移しております。当連結会計年度の受注高は29億15百万円（前年同期比3.9%増）、売上高は27億42百万円（前年同期比2.9%減）、営業利益は1億73百万円（前年同期比25.0%減）となりました。

### 【情報システム事業】

情報システム事業におきましては、緊急経済対策に伴い、IT投資を先送りしてきた企業が投資を再開する動きが見え始めております。当連結会計年度の売上高は2億95百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は0百万円（前年同期比88.9%減）となりました。

### 【不動産賃貸事業】

不動産事業におきましては、当社保有の極東ビルディングにおいて、事務所賃貸ならびに一般店舗・住宅の賃貸管理のほか、グループ会社の拠点として、当社が一括して賃借した事務所を各グループ会社に賃貸しており、安定した売上高を計上しております。当連結会計年度の売上高は1億78百万円（前年同期比2.9%減）、営業利益は1億14百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

### （事業の種類別セグメントの売上高推移）

（単位：百万円）

事業の種類別 セグメントの名称	平成25年度		平成26年度		前年同期比増減	
		構成比		構成比		増減率
建設事業	17,217	86.2	17,775	86.2	557	3.2
製品販売事業	2,526	12.6	2,614	12.7	87	3.5
情報システム事業	172	0.9	190	0.9	17	10.1
不動産賃貸事業	54	0.3	49	0.2	△5	△9.7
合計	19,971	100.0	20,629	100.0	657	3.3

（注）セグメント間取引については相殺消去しております。

### （2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は1億26百万円であり、主なものは次のとおりであります。なお、設備投資資金については、すべて自己資金によっております。

建設事業	鉄骨造ストレート葺倉庫	9百万円
製品販売事業	プラント制御盤	12百万円
ソフトウェア	KPRシステム開発	16百万円

### (3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、コミットメントラインの設定等による資金調達を行っております。

また、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として14億円の調達を行いました。当連結会計年度末の借入金残高は、短期借入金18億20百万円と1年内返済予定の長期借入金7億42百万円および長期借入金18億4百万円のあわせて43億66百万円であります。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、各種政策効果により企業業績や雇用・所得環境の改善が見込まれるなど、引き続き緩やかな回復が期待されます。

当社グループの次期見通しにつきましては、東日本大震災の復興事業、国土強靱化の推進、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラの整備、外かく環状道路の整備、高速道路大規模更新などにより、引き続き社会資本の計画的な整備が期待されております。一方、既存インフラの高齢化、老朽化に対処するため、インフラ長寿命化のための補修、補強事業、再生事業の本格的な推進も予想されております。

このような状況の中、グループ各社の連携を密にして、品質向上により企業価値を高めるとともに、効果的な営業活動を推進することにより新設橋梁事業の受注確保に努めます。

また、70万本を超える橋梁の定期点検が義務化され、今後飛躍的なニーズの高まりが予想される橋梁補修、ASR（亜硝酸リチウム工法）、マイクロパイル工法等の独自開発事業や、鉄道関連事業など新設橋梁以外の事業を全社的な体制の下で本格的な拡大に努めてまいり所存であります。

### (5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	平成23年度 (平成24年3月期)	平成24年度 (平成25年3月期)	平成25年度 (平成26年3月期)	平成26年度 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
受 注 高	17,910	19,128	25,176	20,321
売 上 高	16,650	19,182	19,971	20,629
経 常 利 益	119	351	602	766
当 期 純 利 益	156	269	451	468
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	9円55銭	16円39銭	27円48銭	28円55銭
総 資 産	12,307	13,653	13,739	13,630
純 資 産	1,088	1,329	1,734	2,267

(注) 受注高にはセグメント間取引を含めております。

当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社には親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
極東興和株式会社	100百万円	100%	土木建築業
東日本コンクリート株式会社	100	100	土木建築業
キョクトウ高宮株式会社	100	100	コンクリート製品製造
ケイ・エヌ情報システム株式会社	50	80	情報システム業務
豊工業株式会社	10	100	土木建築業

(注) JAPAN-VIETNAM HANOI PRE-STRESSED CONCRETE COMPANY LIMITEDは、平成27年3月で清算したため、連結の範囲から除いております。

## (7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社を持株会社とする子会社5社で構成され、橋梁を中心とするプレストレストコンクリート工事を専門分野とする建設事業を主な事業とし、製品販売事業としてコンクリート二次製品の製造販売、情報システム事業として情報処理、ソフトウェア開発等を展開しております。

## (8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

当 社	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
極 東 興 和 株 式 有 限 公 司	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支 店	東京(北区)、名古屋、大阪、広島、四国(高知市)、福岡
	工 場	静岡、江津(島根県)、大分
東 日 本 コ ン ク リ ー ト 株 式 有 限 公 司	本 社	仙台市青葉区一番町二丁目2番13号(仙建ビル)
	工 場	亘理(宮城県)
キ ョ ク ト ウ 高 宮 株 式 有 限 公 司	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	工 場	高宮(広島県)
ケ イ ・ エ ン 情 報 シ ス テ ム 株 式 有 限 公 司	本 社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支 店	東京(北区)
豊 工 業 株 式 有 限 公 司	本 社	大分県大分市大字上戸次字長川原3604-17

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設事業	335名	3名増
製品販売事業	46名	2名増
情報システム事業	44名	5名増
全社（共通）	38名	—
合計	463名	10名増

(注1) 使用人数は就業員数であります。

(注2) 不動産賃貸事業につきましては、管理を外部委託しているため就業者はおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	—	54.5歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社十七七銀行	1,062百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,054
株式会社広島銀行	641
株式会社中国銀行	493
株式会社もみじ銀行	410
株式会社みずほ銀行	303
株式会社山口銀行	241

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株  
（注）平成26年10月1日で、株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、30,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 17,240,000株  
（注）平成26年10月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は、8,620,000株増加しております。
- ③ 株主数 8,275名

### (2) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
トウショウ産業株式会社	2,400千株	14.62%
藤田公康	1,341千株	8.17%
ビーアールグループ社員持株会	783千株	4.77%
ビーアールグループ取引先持株会大阪支部	504千株	3.07%
広成建設株式会社	494千株	3.01%
長谷部正和	456千株	2.78%
ビーアールグループ取引先持株会広島支部	454千株	2.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	400千株	2.44%
藤田衛成	372千株	2.27%
遠藤祐子	370千株	2.25%
藤田雄山	370千株	2.25%

（注1）当社は、自己株式を818,548株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

当社役員が保有している新株予約権はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 当事業年度中に交付した新株予約権はありません。



#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田 公康	
取締役	長谷部 正和	極東興和株式会社 代表取締役社長
取締役	土屋 英治	東日本コンクリート株式会社 代表取締役社長
取締役	大田 光英	営業本部長 東日本コンクリート株式会社 取締役
取締役	多賀 邦行	工事本部長 極東興和株式会社 取締役工事本部長
常勤監査役	天野 敏彦	
監査役	小田 清和	弁護士 株式会社アンフィニ広島 社外監査役
監査役	佐上 芳春	公認会計士 広島市農業協同組合 監事 広島市立大学 監事

(注1) 監査役小田清和氏および佐上芳春氏は、社外監査役であります。

(注2) 監査役佐上芳春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注3) 監査役小田清和氏および佐上芳春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

該当事項はありません。

##### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役（うち社外取締役）	2名 (-)	44百万円 (-)
監査役（うち社外監査役）	3 (2)	11 (2)
合計（うち社外役員）	5 (2)	56 (2)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した金額を含んでおります。

(注3) 取締役の報酬限度額は、平成14年6月26日開催の株主総会において年額96百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(注4) 監査役の報酬限度額は、平成14年6月26日開催の株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(注5) 取締役の期末現在の人数は5名であります。支給人数との相違は無報酬の取締役3名によるものであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外監査役小田清和氏は、株式会社アンフィニ広島の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社アンフィニ広島との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役佐上芳春氏は、広島市農業協同組合の監事および広島市立大学の監事を兼務しております。なお、当社は広島市農業協同組合および広島市立大学との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外監査役 小田清和	13回	100%	12回	100%
社外監査役 佐上芳春	13	100	12	100

上記のほか、書面会議（取締役会）を5回開催しております。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

社外監査役小田清和氏は、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役佐上芳春氏は、主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システム、経理および財務について適宜、必要な発言を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役小田清和氏および佐上芳春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまでも社外取締役候補者の人選を行って参りましたが、当社の事業に関する専門知識、経験等、十分な知見を有しない人物を選任することについては、当社は相当でないと考え、適任者を得ることができず、当事業年度末日時点では社外取締役を選任しておりませんでした。

しかしながら今般の会社法改正等の情勢の変化を踏まえ、当社は新制度である監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。本株主総会において、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますが、同時に第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件が承認可決されますと、現任の社外監査役2名につきましては、今後は監査等委員である社外取締役として、取締役会の中でその機能を発揮することとなります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス体制は、企業倫理の確立と遵守に関する社会的要請に対応し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をさらに拡大していくために、今後の企業活動にとって必要不可欠なものであるとの経営トップ自らの強い認識と判断により、B r . HD行動基準を定める。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、全体を統括する組織として、社長を委員長とする「倫理委員会」を設置する。さらに、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため次の事項を推進するものとする。

(イ)コンプライアンス体制の整備

(ロ)内部監査部門として執行部門から独立した監査部署を置き、コンプライアンスの統括部署を管理本部に置く。

(ハ)取締役は、コンプライアンス案件を発見したときには、速やかに監査役に報告し、経営会議にも報告する。

(ニ)コンプライアンス案件に対する社内通報システムを整備し、規程に基づき適切に運用する。

(ホ)監査役は、コンプライアンス体制や運用に問題があれば意見を述べ改善を求める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係わる情報については、文書規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間、検索性の高い状況で閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社の業務執行に係わるリスクを認識し、その把握・管理について責任者を定め速やかに対応するものとする。不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回定例的に開催し、経営に関する重要事項の審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の意思決定の迅速化および業務執行の監督機能強化を高めるため、月1回経営会議を開催する。
- ⑤ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(イ) 当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、グループ行動基準と関係会社規程を定め、これに沿って各社で諸規程を定め管理を行い、必要に応じてモニタリングも行う。  
(ロ) 子会社が、当社からの指導内容が法令違反等コンプライアンス上の問題があることを認めるときには、コンプライアンス統括部門または監査室に報告する。この件は、直ちに監査役に通報し、監査役は意見を述べて改善策の策定を求めることができる。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人の事項と当該使用人の取締役からの独立の確保  
(イ) 当社は、現在監査役を補助する使用人は置いていないが、監査役会から求められた場合は、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置する。  
(ロ) 監査役を補助する使用人の規程を設け、任免・評価・賃金等は監査役会の同意がなければならぬとし、取締役からの独自性を確保する。  
(ハ) 監査役を補助する使用人は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制と監査役監査が実効的に行われることを確保する体制  
(イ) 取締役および使用人が、監査役に報告すべき事項と時期を規程に定め実行する。  
監査役は、何時でも必要に応じて取締役会および使用人に対して、報告を求めることができる。

(ロ)社内通報に関する規程を定め、適切に運用することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。

(注)上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月14日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであり、改定後の体制は東京証券取引所及びウェブサイトにおいて開示しております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績に対応した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本とし、将来の事業展開と経営基盤の強化に備えるため、設計・開発を含む技術サポートの強化および国内拠点ネットワークの整備等、内部留保金の充実等を勘案したうえで積極的に株主に利益還元していく方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき2円とさせていただくことを提案いたしました。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,516,965</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,418,996</b>
現 金 預 金	814,959	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	4,888,636
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	5,653,577	未 払 金	123,713
未 成 工 事 支 出 金	1,203,299	短 期 借 入 金	1,820,000
商 品 及 び 製 品	745,152	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	742,140
仕 掛 品	34,468	未 払 法 人 税 等	74,922
材 料 貯 蔵 品	82,443	未 払 消 費 税 等	57,701
未 収 入 金	885,847	未 成 工 事 受 入 金	1,407,823
繰 延 税 金 資 産	86,072	工 事 損 失 引 当 金	112,705
そ の 他	13,086	そ の 他	191,353
貸 倒 引 当 金	△1,943	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,944,207</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,113,541</b>	長 期 借 入 金	1,804,127
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,398,341</b>	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,100
建 物 ・ 構 築 物	1,061,871	繰 延 税 金 負 債	83,642
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	230,697	そ の 他	53,338
土 地	2,097,557	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,363,204</b>
リ ー ス 資 産	8,215	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>74,260</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,080,643</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	44,922	資 本 金	800,500
電 話 加 入 権	20,303	資 本 剰 余 金	163,806
そ の 他	9,034	利 益 剰 余 金	1,220,808
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>640,939</b>	自 己 株 式	△104,471
投 資 有 価 証 券	474,855	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>148,233</b>
関 係 会 社 株 式	15,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	148,233
繰 延 税 金 資 産	63,696	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>38,425</b>
そ の 他	106,649	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,267,302</b>
貸 倒 引 当 金	△19,261	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>13,630,507</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,630,507</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	20,629,037
売	上	原	17,966,952
売	上	総	2,662,085
販	費	及	1,849,816
營	業	利	812,268
營	業	外	71,287
受	取	利	958
受	取	配	5,564
ス	ク	ラ	12,271
受	取	保	4,061
そ		の	48,430
營	業	外	117,090
支	払	利	56,413
工	事	保	14,384
資	金	調	29,306
そ		の	16,986
経	常	利	766,465
特	別	損	15,413
投	資	有	796
子	会	社	14,616
税	金	等	751,051
法	人	税	282,622
法	人	税	137,925
法	人	税	144,696
少	数	株	468,429
少	数	株	△421
当	期	純	468,851

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	800,500	163,806	817,647	△104,039	1,677,914
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△65,691		△65,691
当期純利益			468,851		468,851
自己株式の取得				△432	△432
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	403,160	△432	402,728
当連結会計年度末残高	800,500	163,806	1,220,808	△104,471	2,080,643

  

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	28,311	△11,062	17,249	38,847	1,734,011
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△65,691
当期純利益					468,851
自己株式の取得					△432
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	119,921	11,062	130,984	△421	130,563
当連結会計年度変動額合計	119,921	11,062	130,984	△421	533,291
当連結会計年度末残高	148,233	－	148,233	38,425	2,267,302

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 極東興和(株)  
東日本コンクリート(株)

JAPAN-VIETNAM HANOI PRE-STRESSED CONCRETE COMPANY LIMITEDは、平成27年3月で清算したため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（東コン三谷セキサン(株)）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
  - ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ハ. 棚卸資産
  - ・未成工事支出金、商品及び製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法  
（リース資産を除く）  
ただし、当社本館建物および平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物・構築物 12～50年  
機械・運搬具・工具器具備品 3～9年

- |   |   |
|---|---|
| ロ. 無形固定資産<br>(リース資産を除く)                       | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。  |
| ハ. リース資産                                      | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。   |
| ③ 重要な引当金の計上基準                                 |   |
| イ. 貸倒引当金                                      | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。  |
| ロ. 工事損失引当金                                    | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。   |
| ハ. 役員退職慰労引当金                                  | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。   |
| ④ 重要な収益及び費用の計上基準                              |   |
| 完成工事高の計上基準                                    | 完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準による当連結会計年度完成工事高は13,083,081千円であります。 |
| ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項                        |   |
| イ. 建設業施行規則(昭和24年建設省令第14号)に準じて連結計算書類を作成しております。 |   |
| ロ. 消費税等の会計処理の方法                               | 税抜方式によっております。   |
| ハ. 連結納税制度の適用                                  | 連結納税制度を適用しております。  |

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額<br>(減損損失累計額含む) | 8,296,119千円 |
|-----------------------------------|-------------|

(2) 担保に供している資産

投資有価証券	381,621千円
建物・構築物	1,008,387千円
機械・工具器具備品	71,550千円
土地	1,861,820千円
計	3,323,379千円

上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産

建物・構築物	439,689千円
機械・工具器具備品	71,550千円
土地	1,207,886千円
計	1,719,126千円

上記に対応する債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,666,749千円
短期借入金	1,820,000千円
計	3,486,749千円

(3) 受取手形割引高 19,514千円

電子記録債権譲渡高 52,489千円

(4) 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、110,941千円であります。

(5) 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,600,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	900,000千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,620千株	8,620千株	一千株	17,240千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	407千株	410千株	一千株	818千株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加は、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を実施したことによる増加分407,962株および単元未満株式の買取2,624株によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 株主総会	普通株式	32,848	4	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	32,842	4	平成26年9月30日	平成26年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成27年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 32,842千円

ロ. 1株当たりの配当額 2円

ハ. 基準日 平成27年3月31日

ニ. 効力発生日 平成27年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程の売上債権管理要領に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。デリバティブ取引については現在実施しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金預金	814,959	814,959	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	5,653,577	5,653,577	—
(3) 未収入金	885,847	885,847	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	425,458	425,458	—
(5) 支払手形・工事未払金等	(4,888,636)	(4,888,636)	—
(6) 未払金	(123,713)	(123,713)	—
(7) 短期借入金	(1,820,000)	(1,820,000)	—
(8) 未払法人税等	(74,922)	(74,922)	—
(9) 未払消費税等	(57,701)	(57,701)	—
(10) 未成工事受入金	(1,407,823)	(1,407,823)	—
(11) 長期借入金	(2,546,267)	(2,545,803)	△463

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

長期借入金は「1年内返済予定の長期借入金」を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形・工事未払金等、(6) 未払金、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等、並びに(10) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	49,396千円
関係会社株式	15,000千円

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記記載には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島県において、賃貸用の住宅および店舗ビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
194,058千円	465,430千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく不動産鑑定士からの評価額に基づき評価しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 135円73銭

(2) 1株当たり当期純利益 28円55銭

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,020,048</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,780,449</b>
現 金 預 金	192,211	短 期 借 入 金	1,000,000
営 業 外 受 取 手 形	377,302	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	570,720
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	271,087	リ ー ス 債 務 金	2,658
未 収 入 金	176,276	未 払 金	33,367
繰 延 税 金 資 産	478	未 払 費 用	2,679
そ の 他	2,692	未 払 法 人 税 等	1,777
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,715,036</b>	未 払 消 費 税 等	4,379
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,255,316</b>	預 り 金	164,867
建 物	313,984	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,579,894</b>
構 築 物	993	長 期 借 入 金	1,491,820
機 械 装 置	2,506	リ ー ス 債 務 金	6,203
備 品	20,880	長 期 未 払 金	580
土 地	908,736	長 期 預 り 保 証 金	81,291
リ ー ス 資 産	8,215	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,360,344</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>31,045</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	30,804	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,246,622</b>
電 話 加 入 権	241	資 本 金	2,500,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,428,674</b>	資 本 剰 余 金	206,908
投 資 有 価 証 券	381,911	そ の 他 資 本 剰 余 金	206,908
関 係 会 社 株 式	4,018,367	利 益 剰 余 金	644,184
長 期 前 払 費 用	320	利 益 準 備 金	32,861
敷 金	13,327	そ の 他 利 益 剰 余 金	611,323
繰 延 税 金 資 産	14,746	繰 越 利 益 剰 余 金	611,323
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,735,085</b>	自 己 株 式	△104,471
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>128,119</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	128,119
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,374,741</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,735,085</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額									
営	業	収	益	536,060								
	関係会社	受取	配当金	206,880								
	経営	管理	収入	150,612								
	不動産	賃貸	収入	178,568								
営	業	費	用	350,573								
	不動産	賃貸	原価	64,073								
	販売費	及び	一般管理費	286,499								
営	業		利益	185,486								
営	業	外	収	益	14,552							
		取	利息	5,697								
		取	配当金	2,860								
		賛	収入	4,000								
		の	他	1,993								
営	業	外	費	用	54,375							
		払	利息	34,332								
		金	調達費	18,706								
		の	他	1,336								
経		常	利	益	145,663							
税	引	前	当	期	純	利	益	145,663				
法	人	税	等	合	計		6,109					
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	△108,343
法	人	税	等	調	整	額		114,452				
当	期	純	利	益		139,553						

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	2,500,000	206,908	206,908	26,292	544,030	570,322	△104,039	3,173,191
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			-	6,569	△72,260	△65,691		△65,691
当 期 純 利 益			-		139,553	139,553		139,553
自 己 株 式 の 取 得			-			-	△432	△432
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	6,569	67,293	73,862	△432	73,430
当 期 末 残 高	2,500,000	206,908	206,908	32,861	611,323	644,184	△104,471	3,246,622

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	17,258	17,258	3,190,449
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△65,691
当 期 純 利 益			139,553
自 己 株 式 の 取 得			△432
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	110,861	110,861	110,861
当 期 変 動 額 合 計	110,861	110,861	184,291
当 期 末 残 高	128,119	128,119	3,374,741

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ① 関係会社株式              | 移動平均法による原価法   |
| ② その他有価証券<br>・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの              | 移動平均法による原価法   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、本館建物および平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 15～50年 |
|------------------------|--|

- |                                    |                         |
|------------------------------------|-------------------------|
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）<br>・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
|------------------------------------|-------------------------|

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
|---------|-------------------------------------|

#### (3) 引当金の計上基準

- |       |  |
|-------|--|
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|--|

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。    |
| 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	337,174千円	
(2) 担保に供している資産	投資有価証券	381,621千円
	建物	313,984千円
	構築物	993千円
	土地	851,736千円
	計	1,548,335千円

上記に対応する債務

	長期借入金	1,456,749千円
	(1年内返済予定額を含む)	
	短期借入金	1,000,000千円
	計	2,456,749千円

### (3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

極東興和株式会社	152,550千円
キョクトウ高宮株式会社	38,677千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	443,098千円
② 短期金銭債務	173,591千円
③ 長期金銭債務	59,150千円

### (5) 貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,600,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	900,000千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	279,553千円
② 営業費用	62,266千円
③ 営業取引以外の取引高	32,376千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	407千株	410千株	一千株	818千株

(注)普通株式の自己株式の数の増加は、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を実施したことによる増加分407,962株および単元未満株式の買取2,624株によるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 262千円

関係会社株式評価損 207,354千円

減損損失 5,727千円

繰越欠損金 205,305千円

その他 703千円

繰延税金資産小計 419,353千円

評価性引当額  $\Delta$ 343,670千円

繰延税金資産合計 75,683千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金  $\Delta$ 60,458千円

繰延税金負債合計  $\Delta$ 60,458千円

繰延税金資産の純額 15,225千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	極東興和㈱	100	建 設 事 業・製品 販売事業	100	兼 務 2 名	経営指導および経営管理システムのサービスの提供	経営指導コンサルティング契約、経営管理サービス契約、金銭消費貸借契約および事務所賃貸契約	242,901	未 収 入 金	150,723
							当社借入に対する債務被保証	1,732,000	預 り 金	81,120
							当社借入に対する担保提供	1,337,346		
							債務保証	152,550	長期預り保証金	58,950
子会社	キョクトウ高宮㈱	100	製品販売事業	100	—	経営指導および経営管理システムのサービスの提供	債務保証	38,677	短期貸付金	271,087
子会社	ケイ・エヌ情報システム㈱	50	情報システム事業	80	—	経営管理システムの開発、保守委託	当社の情報処理業務、ソフト開発委託	83,506	未 払 金	10,032

(注1) 当社グループ内の企業相互間の余剰資金を集中管理することにより、資金の効率化を図る目的でCMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、市場金利等を勘案した上で取引条件を決定しております。なお、グループ内の会社間で資金の貸借を随時行っているため、取引金額は記載しておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導コンサルティング料は、每期各関連当事者の業績を勘案しながら交渉の上、決定しております。金銭消費貸借契約による資金の貸付金、預り金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。経営管理サービス料は、每期各関連当事者の基幹システム使用量等を勘案しながら交渉の上、決定しております。

情報処理業務、ソフト開発委託および事務所賃貸契約については、一般顧客と同等の取引条件で決定しております。

債務被保証・債務保証について、保証料の収受は行っておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 205円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円50銭   |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社ビーアールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 良智 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮本 芳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーアールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社ビーアールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 良智 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮本 芳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### 1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社ビーアールホールディングス 監査役会

常勤監査役 天 野 敏 彦 ㊟

社外監査役 小 田 清 和 ㊟

社外監査役 佐 上 芳 春 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、今後の経営環境のなかで、企業体質の強化、収益力の向上、将来の事業展開に備えた財務体質強化を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的、継続的な配当を行っていきたいと考えております。

以上を踏まえ、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は32,842,904円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

(2)監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。

(3)改正会社法により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものであります。

(4)その他、表現の変更、字句の修正及びこれら変更に伴う条数の変更等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第11条 (現行通り)</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第18条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</p>	<p>第18条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、6名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条（取締役会）</p> <p style="text-align: center;">（条文省略）</p> <p>2. 取締役会の召集は、各取締役および監査役に対し、会合の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮できる。</p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮できる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の方法）</p> <p><u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の決議の省略）          当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第25条（取締役会の決議の省略）          当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行通り)</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条～第27条 (現行通り)</p>
<p>第27条（取締役の報酬等）          取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条（取締役の報酬等）          取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第28条（取締役の責任免除）          当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第29条（取締役の責任免除）          当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2. 当社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為による損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条（業務執行の決定の取締役への委任）          当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (監査役の員数)  <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>第30条 (監査役の選任)  <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>第31条 (監査役の任期)  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 (補欠監査役の予選の効力)  <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>第31条 (取締役会の議事録)  <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第33条（監査役会）</u>  監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p><u>第34条（監査役会規程）</u>  監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p><u>第35条（常勤の監査役）</u>  監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第36条（監査役の報酬等）</u>  監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第37条（監査役の責任免除）</u>  当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u>  監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p><u>第33条（監査等委員会規程）</u>  監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第34条（監査等委員会の決議の方法）</u>  監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等)            会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条 (会計監査人の責任免除)            当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、会計監査人との間で、<u>同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>第43条 (期末配当金)            当社は、<u>毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第35条 (監査等委員会の議事録)  <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行通り)</p> <p>第38条 (会計監査人の報酬等)            会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (会計監査人の責任免除)            当社は会計監査人との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第40条 (現行通り)</p> <p>第41条 (剰余金の配当等)            (削除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第44条 (中間配当金)  <u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載、または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第45条 (配当金の除斥期間)  <u>金銭による剰余金の配当 (中間剰余金の配当含む。)</u> が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第42条 (配当金の除斥期間)  <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 当会社は、第13回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第13回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじ た きみ やす 藤田 公 康 (昭和25年9月9日生)	昭和51年8月 大塚製薬(株)入社 昭和56年9月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社取締役社長室長 昭和58年9月 同社常務取締役管理本部長 昭和60年9月 同社代表取締役社長 平成5年9月 同社代表取締役会長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成14年9月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 (現任) 平成27年5月 極東興和(株)代表取締役 (現任)	1,341,300株
2	つち や えい じ 土屋 英 治 (昭和24年5月8日生)	昭和48年3月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 平成13年4月 同社広島支店工事部長 平成14年4月 同社広島支店副支店長 平成19年4月 同社技術本部副本部長 平成21年6月 同社取締役技術本部副本部長 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 当社取締役事業本部長 平成25年6月 東日本コンクリート(株)代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	132,400株
3	た が くに ゆき 多 賀 邦 行 (昭和27年8月24日生)	昭和50年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 平成17年9月 同社福岡支店技術部長 平成20年4月 同社広島支店技術部長 平成22年4月 同社福岡支店長 平成23年6月 同社取締役福岡支店長 平成25年4月 同社取締役工事本部長 (現任) 平成25年6月 当社取締役工事本部長 (現任)	68,900株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※4	やまねたかし 山根隆志 (昭和34年5月31日生)	昭和55年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 平成20年4月 同社大阪支店営業部長 平成22年4月 同社事業本部事業推進部長 平成25年4月 同社営業本部副本部長 平成26年6月 同社取締役営業本部副本部長 (現任)	8,800株
※5	やまがたおきむ 山縣修 (昭和31年2月19日生)	昭和53年4月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 平成22年4月 同社広島支店長 平成22年10月 同社東京支店長 平成27年4月 同社管理本部副本部長 (現任) 平成27年4月 当社管理本部IR管理部 部長 (現任)	18,000株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※1	ふじなみのぶゆき 藤並信幸 (昭和27年10月24日生)	昭和49年10月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 平成15年4月 同社福岡支店副支店長 平成18年4月 興和コンクリート(株) (現 極東興和(株)) 入社営業本部副本部長 平成20年4月 極東興和(株)管理本部管理部長 平成22年4月 当社社長室長 平成22年6月 当社社長室長兼IR管理部長 (現任) 平成23年6月 極東興和(株)取締役管理本部長 (現任)	58,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ 2	お 小 田 清 和 (昭和31年10月20日生)	昭和58年4月 広島弁護士会弁護士登録 昭和58年4月 城北法律会計事務所(現 広島総合法律会計事務所)入所(現任) 平成18年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アンフィニ広島 社外監査役	4,000株
※ 3	さ 佐 上 芳 春 (昭和24年2月2日生)	昭和56年4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成15年4月 広島県包括外部監査人 平成17年4月 日本公認会計士協会理事(中国会会長兼任) 平成21年7月 国有財産中国地方審議会委員(現任) 平成22年7月 佐上公認会計士事務所所長(現任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 広島市農業協同組合 監事 広島市立大学 監事	3,300株

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 小田清和氏及び佐上芳春氏は、監査等委員である取締役候補者(社外取締役)であります。  
4. 監査等委員である取締役候補者(社外取締役)とする理由、監査等委員である取締役候補者(社外取締役)としての職務を適切に遂行できると判断する理由及び監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について  
(1) 監査等委員である取締役候補者(社外取締役)とする理由及び監査等委員である取締役候補者(社外取締役)としての職務を適切に遂行できると判断する理由  
小田清和氏は、これまでの弁護士としての活動における経験やその高い識見から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。  
佐上芳春氏は、公認会計士としての長年の実績やその高い識見から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。  
(2) 監査等委員である取締役(社外取締役)との責任限定契約について  
当社は、監査等委員である取締役(社外取締役)が期待される役割を充分発揮できるよう、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、定款において業務執行取締役等でない取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定められます。これにより、小田清和氏及び佐上芳春氏が監査等委員である取締役(社外取締役)に就任された場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。



その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ①取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ②上記の責任限度が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 小田清和氏及び佐上芳春氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なかがわ たつと 中川龍登 (昭和27年5月5日生)	昭和51年8月 極東工業(株) (現 極東興和(株)) 入社 平成17年5月 ケイ・エヌ情報システム(株)取締役 平成20年4月 当社管理本部経理課長 平成26年7月 当社内部監査室長 (現任)	2,000株
2	せみかわ こうじ 蟬川公司 (昭和46年2月7日生)	平成9年10月 中央監査法人入所 平成14年1月 中央青山監査法人退所 平成14年6月 公認会計士独立開業 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 蟬川公司氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)であります。
3. 補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)とする理由、監査等委員である取締役(社外取締役)としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由および監査等委員である取締役(社外取締役)との責任限定契約について
- (1) 補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)とする理由について
- 蟬川公司氏は、長年の公認会計士として培われた知識を、当社監査等委員である取締役(社外取締役)に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。

- (2) 監査等委員である取締役（社外取締役）としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

蟬川公司氏は、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、当社監査等委員である取締役（社外取締役）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 監査等委員である取締役（社外取締役）との責任限定契約について

当社は、監査等委員である取締役（社外取締役）が期待される役割を充分発揮できるよう、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、定款において業務執行取締役等でない取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定められます。これにより、蟬川公司氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に就任された場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ② 上記の責任限度が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年6月26日開催の株主総会において年額96百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めまして年額96百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額48百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

## 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、第6号議案をご承認いただきました場合、年額96百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）となりますが、これとは別枠で、今般新たに取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等として年額30百万円以内の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準としております。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の数は、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり可決されますと2名になります。

### 1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、当社取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

### 2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式60,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

600個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数に乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上







## 株主総会会場ご案内図

〒732-0052 広島市東区光町二丁目7番31号  
ホテルチュールッヒ東方2001  
3階 レオポルト  
TEL 082-262-5111  
FAX 082-262-5126  
JR広島駅新幹線口から徒歩約5分

